

豊田市電子入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊田市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（以下「利用規約」という）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領は、電子入札において豊田市入札心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は豊田市入札心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要領及び電子入札における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットを利用して行う情報システム（以下「電子調達システム」という。）のことをいう。

(2) 電子入札サブシステム

電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。

(3) 電子入札

電子入札サブシステムを使用して行う入札・開札等の手続（随意契約を含む。以下同じ）をいう。

(4) 紙入札

電子入札サブシステムを使用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

(5) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(6) 工事関係委託

利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務のことをいう。

(7) 開札場所

開札に使用するパソコンが設置されている事務室又は会議室等をいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札を実施する入札方式は次のとおりとする。ただし、契約担当課長が電子入札に付することが適当でないとするものは除くものとする。

区分	入札方式
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約
工事関係委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約

(電子調達システムの利用)

第5条 電子調達システムを利用できる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 電子入札の参加者

電子入札サブシステムを利用することができる者は、豊田市競争入札参加資格を有し、特定認証局が発行したICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

(2) 特定共同企業体におけるICカードの取扱い

特定共同企業体は、代表構成員を除く全ての構成員は代表構成員への委任状を提出し、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義のICカードで、特定共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

(3) ICカードを不正使用等した場合の取扱い

電子入札により入札に参加する者(以下「電子入札参加者」という。)がICカードを不正に使用等した場合は、次のような取扱いができるものとする。この場合において、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

ア 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格取消

ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

イ 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定取消

ウ 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約解除

(申請書等の提出)

第6条 申請書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 申請書等の提出方法

電子入札参加者は、申請書等の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 資料の添付

電子入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「資料」という。)を電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。この場合において、ファイルの圧縮形式、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式

については、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）で定めるところによる。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

（3）資料の再提出

電子入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、申請書等受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

（4）ウィルス対策

電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、添付された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

（5）申請書等受付締切日時等の変更

契約担当者は、都合により申請書等受付締切日時等を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

（入札書の提出）

第7条 入札書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

（1）入札書の提出方法

電子入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

（2）入札書受付締切日時

電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は通知書等に記載の日時とする。この場合において、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

（3）再度入札

再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

（4）誓約書

電子入札案件は、入札書の提出に誓約書を必要としない。

（積算内訳書の提出）

第8条 積算内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

（1）積算内訳書の添付

積算内訳書の提出が必要な案件では、原則として指定する様式で電子入札サブシステムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付するものとする。また、積算内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第6条第2号

に準ずるものとする。また、提出期限は入札書受付締切日時と同一とする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(2) 積算内訳書の再提出

積算内訳書の再提出（添付洩れによる再提出を含む。）については、認めないものとする。

(3) ウィルス対策

ウィルス対策については、第6条第4号に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第9条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願（様式1）を提出し、紙入札審査結果通知書（様式2）により契約担当者の承諾を得た場合に限るものとする。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札での参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく、紙入札での参加ができるものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) パソコン等のシステム障害

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札への参加を希望する者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札の承認を受けて入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑

使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を使用する。使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

(2) 入札書

紙入札書（様式3）を使用する。

(3) 積算内訳書

積算内訳書の提出を要する案件については、紙入札書と共に紙媒体の積算内訳書を提出する。

(4) 締切日時

ア 紙申請書等の受付締切日時

電子入札における申請書等受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時

電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第10条 電子入札参加者及び紙入札参加者（以下「入札参加者」という。）は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなけれ

ばならない。ただし、紙入札参加申込書を提出し承諾を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届（様式4）を提出することができるものとする。

（入札参加資格の失効）

第11条 開札日までに指名停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。共同企業体の構成員が指名停止の処分を受けた場合は、当該共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を送信していた場合は無効とする。

（開札）

第12条 開札の方法は、次の各号のとおりとする。

（1）開札の執行

契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子入札サブシステムに登録した後に開札を行うものとする。

（2）開札時の立会い

入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

（3）くじの実施

契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子入札サブシステムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

（入札の無効）

第13条 規則第13条に規定する事項及び次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

（1）入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

（2）電子署名及び電子証明書のない入札

（3）同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札

（4）特定共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札

（5）特定共同企業体において、特定共同企業体名のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札

（6）積算内訳書の提出が必要な案件において、積算内訳書の提出のない入札及び積算内訳書に記載のない入札

（責任範囲）

第14条 電子入札において、申請書、入札（見積）書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書、入札（見積）書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第15条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

(1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合

必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合

紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の送受信が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

附 則

この要領は、平成18年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(様式1)

紙入札参加承認願

年 月 日

豊田市長 様

住 所
商号又は
名 称
代表者名

印

下記の案件について、下記の理由により電子入札サブシステムを利用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工 事 名 (路線名を含む)	
2	工 事 場 所	
3	電子入札で参加 できない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の hand続中 <input type="checkbox"/> ICカードの破損等のため、再取得の hand続中 <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 理由 ()

※委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

(様式2)

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

豊田市長

年 月 日付けで承認願いを提出されました、下記の案件への審査結果を通知します。

記

1	工 事 名 (路線名を含む)	
2	工 事 場 所	
3	審 査 結 果	紙入札での参加を
		1 承認する 提出場所
		2 承認しない 理由

※委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

(様式3)

入 札 書

見積もった 金額の税抜 相当の金額		拾億			百万			千			円
-------------------------	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

備考 上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

工 事 名 (委託名)
路 線 名
工 事 場 所 (委託場所)

上記金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額で請け負いたく、豊田市契約規則及び関係の設計書、仕様書、図面等並びに現場を承知のうえ、入札します。

く じ 番 号			
---------	--	--	--

※3桁までの数字を記入すること

年 月 日

住 所
商号又は
名 称
代表者名

(印)

豊 田 市 長 様

- (注) 1 金額はアラビア数字を用い、頭に金字又は¥字を冠すること。ただし、金額の訂正は無効入札書となるので注意すること。
- 2 文字は明確に記載し、訂正抹消した箇所には押印すること。
- 3 路線名は、必要がないときは記入しないこと。
- 4 記載後、封筒に入れ、封筒の表面に「〇〇入札書」と、裏面に住所、氏名を記載し、封筒継目に3個以上の封印を押すこと。

(様式4)

入 札 辞 退 届

年 月 日

豊田市長 様

住 所
商号又は
名 称
代表者名

印

下記の案件について、下記の理由により入札を辞退します。

1	工 事 名 (路線名を含む)	
2	開 札 年 月 日	年 月 日
3	辞 退 理 由	

※委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。